

パイプドHD株式会社 定款

平成27年	3月31日	作成
平成27年	9月1日	会社設立
平成29年	5月30日	一部変更

パイプドHD株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、パイプドHD株式会社と称し、英文では、PiPEDO HD, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社その他の法人及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理及び支援すること、並びに当該保有株式又は持分の売却その他適法な運用による収益を獲得することを目的とする。

- (1) インターネットを利用するサービスの企画、開発、運営、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (2) コンピュータ・ハードウェア、システム、ソフトウェア及びデータベースの評価、企画、設計、開発、調達、施工、調整、保守、輸出入、賃貸、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (3) 建築物、建築資材に関わるサービスの企画、開発、運営、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (4) 音声、文字、記号、画像及び映像による通話又は通信に関わるサービスの企画、開発、運営、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (5) 理容、美容に関わるサービスの企画、開発、運営、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (6) 選挙及びその他の政治活動並びに行政活動に関するサービスの企画、開発、運営、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (7) 地域振興、地域活性及びその他の地域活動に関するサービスの企画、開発、運営、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (8) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理に関する一切の事業
- (9) 広告及び広告代理に関する一切の事業
- (10) コマーシャル、ビデオ及びパンフレット等の制作物の企画、制作、販売、コンサルティングその他適法な業務を行う一切の事業
- (11) 労働者派遣又は人材派遣に関する一切の事業
- (12) 動産、不動産、金融資産、知的財産及び有形・無形資産の取得、運用、売却、貸与、処分、管理に関する業務並びにそれらのノウハウを利用したサービスのフランチャイズに関する一切の事業
- (13) 企画、開発、運用、販売、コンサルティング、管理、販促その他適法な一切の業務のアウトソーシング事業
- (14) 前各号に付帯、関連する又は適法な一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,200万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第9条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 本定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿、及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第29条 当社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議により同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金240万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、監査役の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者も含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月末日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。